

## 法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 内閣提出法案の合憲性
- (2) 行政行為（行政処分）の当然無効の基準

II 次の事例を読んで、後の設問に答えなさい。

A は、B 県 C 市立小学校教員であり、B 県教育委員会の実施する管理職（校長及び教頭）試験を受験しようとしたが、A が日本国籍を有していないことのみを理由として、受験申込書の受取りを拒否されたことから、同試験を受験することができなかった。

A はブラジル国籍であり、6 歳のときに日本に移住した。A は小学校時代、日本語がうまく話せず、クラスに馴染めなかったが、同校の校長 D による日本語の個別指導を受け、5 年生になるころには授業についていけるようになった。それ以来、D のようになりたいとの夢を持ち、国立大学の教育学部を卒業し、小学校教員免許状取得後、B 県の期限を付さない常勤講師として採用され、20 年の教員経験を有していた。

なお、B 県では外国籍の教員については、教諭ではなく、期限を付さない常勤講師として採用していたが、教育業務などにおいてとくに区別はしていなかった。

設問：必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題を論じなさい。

### 【資料】

学校教育法（抄）

第 37 条① 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑦ 教頭は、校長（……）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

⑩ 教諭は、児童の教育をつかさどる。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

A市長Bは、A市職員の酒気帯び運転による交通事故が多発したことから、職員の綱紀粛正のため、酒気帯び運転が発覚した職員は地方公務員法 29 条 1 項 1 号及び 3 号に基づき懲戒免職処分に処する旨の方針を立て、記者会見で発表した。

上記記者会見の約 1 か月後に、A市職員Cが自家用車による出勤の途中で、酒気帯び運転の現行犯で逮捕された。A市による調査の結果、これは、Cが前夜に飲酒をしたことが原因であり、Cは酒気帯びの自覚なしに自家用車を運転していたことが判明した。しかしBは、これが上記記者会見後にA市職員の酒気帯び運転が発覚した最初の事案だったことを重視して、上記方針に従い、Cに対して懲戒免職処分を行った。

設問：BがCに対して行った上記懲戒免職処分には、どのような法的問題点があるか。行政裁量論の観点から論じなさい。

【資料】

地方公務員法（抄）

（懲戒）

第 29 条① 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律……に違反した場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

道路交通法（抄）

（酒気帯び運転等の禁止）

第 65 条① 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。